

確定拠出年金 J-PEC個人型プラン（スミセイコース） ご加入にあたって ＜プランコース説明書＞

本説明書の位置付け

- 確定拠出年金「個人型」の制度実施内容は国民年金基金連合会が策定した「個人型年金規約」に記載されています。
（「個人型年金規約」はご加入後に国民年金基金連合会から送付されます）
- 本説明書においては、「個人型年金規約」に基づいて運営管理機関であるJ-PECが定めた「スミセイコース」の加入資格や掛金、給付額の算定方法等の重要な事項を記載しています。



ジャパン・ペンション・ナビゲーター

1. 加入資格

次のいずれかに該当する方は、個人型プランに加入することができます。

第1号被保険者 となる方	第2号被保険者 となる方	第3号被保険者 となる方
自営業者とその家族、自由業、学生など、国民年金の第1号被保険者	会社員や公務員、私立学校教職員など、60歳未満の厚生年金保険の被保険者(国民年金の第2号被保険者)	専業主婦・主夫、パート労働者など、国民年金の第3号被保険者

<個人型プランに加入できない方>

- ・農業者年金の被保険者
- ・国民年金保険料が免除されている方(公的年金の障害年金受給者を除く)
- ・企業型確定拠出年金の加入者(加入中の企業型プランの規約で認められる場合を除く)

<運用指図者となる方>

個人型プランでは、新たに掛金を拠出せず、企業型プランで積み立てた年金資産について、運用の指図のみ行うことができます。これに該当する方を「運用指図者」といいます。

2. 掛金

毎月の掛金額は、拠出限度額の範囲内で、ご自身で決定することができます。

* 掛金額の変更は、毎年4月～翌年3月までの間において、年1回のみ行うことができます。

加入区分	第1号被保険者 (自営業者など)	第2号被保険者 (会社員・公務員など)	第3号被保険者 (専業主婦・主夫など)
毎月の掛金額	5,000円以上、1,000円単位で設定できます。		
拠出限度額	月額68,000円 <small>*国民年金基金の掛金、または国民年金の付加保険料を納付している場合は、合計して68,000円。</small>	企業年金がない会社員 月額23,000円 企業年金がある会社員 月額12,000円 公務員等(共済組合員) 月額12,000円	月額23,000円
納付方法	口座振替	口座振替または 給与天引(事業主払込)	口座振替

<「企業型」と「個人型」の同時加入が認められる第2号被保険者の拠出限度額>

- ・企業型確定拠出年金以外に、企業年金がない場合 月額20,000円
- ・企業型確定拠出年金以外に、企業年金がある場合 月額12,000円

3. 運用

加入者または運用指図者が自己責任において運用を行います。

「運用商品ラインアップ」で提示した運用商品のなかからお選びいただけます。

4. 加入者レポート

毎年1回(5月上旬ごろ)、個人別管理資産額等が記載された「確定拠出年金・残高のお知らせ」(加入者レポート)が日本レコード・キーピング・ネットワーク(NRK)よりお手元に届きます。

5. 給付

事由に応じて、(1) 老齢給付(年金または一時金)、(2) 障害給付(年金または一時金)、(3) 死亡一時金の3種類があります。

年金給付の支給期間

年金給付の支給期間は、次の中から選択できます。ただし、「保証期間付終身」は、給付の裁定請求時に後述の「年金商品」をお選びいただいた場合のみ選択できます。
なお、支給期間については、運営管理機関にお申し出になられた月の翌月から計算されます。

- (1) 5年 (2) 10年 (3) 15年 (4) 20年
(5) 保証期間付終身(保証期間は5年、10年、15年、20年より選択可)

年金給付の支給回数

年金給付の支給回数は、次の中から選択できます。

- (1) 年1回の場合 …12月
(2) 年2回の場合 …6月および12月
(3) 年4回の場合 …3月、6月、9月および12月
(4) 年6回の場合 …2月、4月、6月、8月、10月および12月

老齢給付金・障害給付金の支給方法

(1) 年金の給付

給付の裁定請求と同時に年金の請求をする場合は、次のいずれかの方法を選択することができます。

- ア 年金給付の支給期間等により年金給付の額があらかじめ定められる運用の方法(以下、年金商品といいます)に基づき、年金を受け取る方法
イ 個人別管理資産額と支給期間に基づき算定した年金給付の額を受け取る方法(以下、分割取崩型年金といいます)

(2) 一時金の給付

給付の裁定請求と同時に一時金の請求をする場合は、次のいずれかの一時金の額を選択することができます。ただし、本請求は1回に限られます。(各運用商品ごとに選択いただきます)
具体的な取扱方法については、給付請求をお申し出になられた際に、別途ご連絡いたします。

- ア 個人別管理資産額の100%
イ 個人別管理資産額の75%
ウ 個人別管理資産額の50%
エ 個人別管理資産額の25%

(3) 障害給付金を60歳未満でお受け取りになる場合には、分割取崩型年金に基づく年金の給付、または、一時金の給付のみ選択することができます。

(4) 年金給付の支給開始後5年を経過した以後の日により一時金の請求をお申し出になられたときは、お申し出日の属する月の末日における個人別管理資産額の全額を受け取ります。ただし、年金の支給期間を保証期間付終身としている場合には、一時金の請求をお取りできません。

年金給付の額

(1) 年金給付の額(年額)

個人別管理資産額およびお申し出になられた支給期間等に基づき算定されます。

(2) 各支給期月に支給する年金給付の額(1回あたり)

ア 年金商品に基づく年金給付については、給付裁定時に定められた額となります。

イ 分割取崩型年金に基づく年金給付については、各年金給付年度の額を年間支給回数にて按分した額となります。

具体的な取扱方法については、給付請求をお申し出になられた際に、別途ご連絡いたします。

年金給付額の変更

(1) 老齢給付金(年金給付)の受給権者は、個人別管理資産額が過少になったことにより、年金給付の支給全期間にわたって受け取ることが困難となった場合は、1回に限りその額の算定方法を変更することができます。

(2) 障害給付金(年金給付)の受給権者は、年金商品に基づく年金給付を選択している場合を除き、5年ごとに給付の額の算定方法を変更できます。また、個人別管理資産額が過少になったことにより、年金給付の支給全期間にわたって受け取ることが困難となった場合は、その額の算定方法を変更することができます。

(3) 具体的な取扱方法については、給付請求をお申し出になられた際に、別途ご連絡いたします。

老齢給付金請求のための資料請求・お問い合わせは、コールセンターへお問い合わせください。

(フリーダイヤル) 0120-655-029 <オペレーター対応> 月~金9:00~21:00/土日9:00~17:00 ※祝日・12月31日~1月3日を除く

6. 手数料

個人型年金に関する手数料は、加入者等にてご負担いただきます。

留意事項

特別な事情等により運用指図のとおり商品の買付けができない場合は、自動的に「運用商品ラインアップ」(基本属性編)の運用商品一覧(売買順)にしたがって商品を買付けることとなります(商品の売却ができない場合は運用指図が取り消しとなります)。また、運用指図者(または加入者で掛金引落不能者)の手数料(毎年3月に個人別管理資産から充当)の充当時、および掛金の還付等が発生した場合等は、「運用商品ラインアップ」(基本属性編)の運用商品一覧(売買順)にしたがって商品の売却を行います。

本記載内容は2017年1月1日現在の内容で記載されております。今後変更になる可能性がありますのでお含みおください。

ご加入後は、専用WEBサイトで
資産残高や運用状況などを確認することができます

確定拠出年金の加入者のみなさまは、情報提供を中心とした「DCなび(J-PEC WEB)」と、
各種取引やお手続きを中心とした「NRK WEB」の2つのWEBサービスをご利用いただけます。

- * ご利用の際は、「ユーザーID」と「暗証番号」が必要になります。
- * 詳しいご利用方法は、スターターキットに同封されている「ユーザーズガイド」をご参照ください。

J-PEC加入者サイト「DCなび」(残高照会・運用商品情報など)

アクセス

<https://www.j-pec.co.jp/login-n/>

- 資産残高や運用状況を確認したいとき
- 運用商品の最新情報を知りたいとき
- ライフシミュレーション、マネーシミュレーション
を利用したいとき

J-PEC(ジャパン・ペンション・ナビゲーター)は、運用商品に関する情報提供をはじめ、加入者のみなさまの総合的な窓口としての業務を行っています。J-PECの加入者サイト「DCなび」(J-PEC WEB)では、情報提供やシミュレーションに関わるメニューをご用意しています。



NRK WEB (運用商品の変更・各種お手続きなど)

アクセス

「DCなび」からジャンプします

* <https://www.nrkn.co.jp/rk/login.html>からの
アクセスも可能です。

- 運用商品を変更したいとき
- 積立金の残高、評価額を照会したいとき
- 氏名や住所などの登録情報を確認したいとき

NRK(日本レコード・キーピング・ネットワーク)は、残高管理や運用商品変更の取りまとめ、給付裁定といった加入者の記録関連業務を行っています。



本資料に関する留意点

- ・本資料については、作成された現在の法令等および信頼性の高い情報にもとづいて作成されておりますが、その正確性・完全性に対して責任を負うものではありません。また、法令等は将来変更される可能性があります。
- ・会計、税務、法律面については、公認会計士、税理士、弁護士にご確認ください。
- ・本資料の内容の一部あるいは全部を、無断で複製複製(コピー)および電子化することはお断りしております。